

## 第27号議案

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する  
条例

上記の議案を提出する。

平成31年2月20日

品川区長 濱 野 健

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正す  
る条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年品川区  
条例第33号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「規定する断続的な勤務以外の勤務」の次に「（以下「超過  
勤務」という。）」を加え、同項ただし書中「当該断続的な勤務以外の勤務」を  
「超過勤務」に改め、同条第2項中「前項に規定する勤務」を「超過勤務」に  
改め、同条に次の1項を加える。

3 超過勤務に関しその上限時間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を  
得て、規則で定める。

第11条の2第1項中「第10条に規定する勤務（以下「超過勤務」という。）」  
を「超過勤務」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）

2 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年品川区条例第32号）の一部を次のように改正する。

第21条中「第10条」を「第10条第1項」に改める。

（説明）幼稚園教育職員の超過勤務に関し上限時間等を定める必要がある。